

井戸 謙一 弁護士講演会

福島原発事故による被ばく問題

～311子ども甲状腺がん裁判で分かったこと～



日時: 2025年5月10日(土)13:30～16:00

会場: 八戸市総合福祉会館(はちふくプラザねじょう)

八戸市根城八丁目8-155 電話 0178-47-1651

入場料: 500円 (原告団作成パンフレット込み)

主催: 核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9 浅石法律事務所内

TEL・FAX 0178-47-2321

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://1mangenkoku.org/>

<https://1mangenkoku.org/>



原告団HP
QRコード

原告団の会員・サポーター募集中!! (みなさまのご支援をお願いします)

井戸謙一弁護士 プロフィール

1954年3月24日大阪生まれ

1979年4月～2011年3月 裁判官

参議院定数違憲判決（1992年大阪高裁）

住基ネットワーク違憲判決（2005年金沢地裁）

志賀原発2号機運転差止判決（2006年金沢地裁）等に関与
2011年4月～現在 弁護士（滋賀弁護士会）

滋賀県彦根市在住

弁護士として関与した主な訴訟

被ばく関係訴訟

**（子ども脱被ばく裁判、311子ども甲状腺がん裁判、
住まいの権利裁判）**

原発運転差止め訴訟、再審請求事件（湖東記念病院事件）等



2011年3月11日の福島第一原子力発電所事故による放射線被ばくが原因で甲状腺がんを発症したとして、福島県に在住していた若者7人が、東京電力ホールディングス(株)を相手取って損害賠償を求める裁判を起しています。

被告の東電は国際機関(IAEA)による被ばく線量評価などを拠り所にして、「原告らの被ばく線量は、甲状腺等価線量で10ミリシーベルト以下と推定され、被ばくにより甲状腺がんが発生したという関係は認められない」と主張しています。

これに対し原告側は、この被ばく線量評価はあまりにも過小だとする専門家の意見書を提出し、裁判は重大な局面にさしかかっています。

「311子ども甲状腺がん裁判」で**原告の弁護団長を務める井戸謙一弁護士**に、被害の実情や裁判の行方についてご講演いただくことになりました。

私たちのすぐ近くには六ヶ所再処理工場があり、2006年4月～2008年10月にかけてアクティブ試験を行い、425トンの使用済燃料を再処理しました。その間に大量の放射性物質を放出し、青森県内の海と大気を汚染しました。

1993年4月28日に着工した再処理工場は現在止まっていますが、完成が27回も延びており、2026年度中に竣工すると日本原燃(株)の増田社長は述べています。竣工後には再処理工場内の約1300kmの配管を浄化し、ガラス固化をする計画です。配管浄化とガラス固化の過程で、六ヶ所村や周辺の自治体に放射能放出による被ばくが起きることは間違いありません。

六ヶ所再処理工場が本格稼働する前に、福島原発事故による放射線被ばくが原因の「子ども甲状腺がん」のを知り、未来の子どもたちを放射線被ばくの被害にあわせないためにはどうすれば良いのかを考えたいと思います。

原告団パンフレット

「明日なき核燃料サイクル」のご案内

このパンフはこれまで多くの専門家や弁護団の熱意と尽力で蓄積された核燃・再処理に関する裁判情報核燃の現状を整理したものです。このパンフがこれからの反核燃、脱原発運動の理論武装の一助になればと願っております。

(定価300円)

